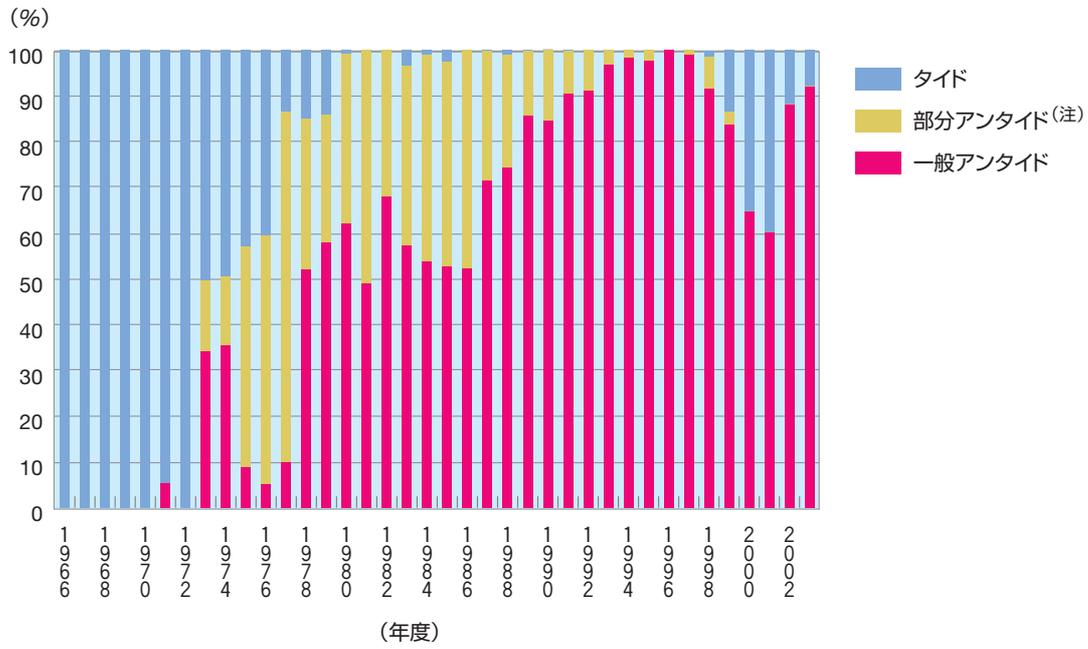


図表 I-14 円借款調達条件の推移



(借款契約ベース (債務救済を含まない))

注：部分アンタイト (LDCアンタイト)：援助資金による資機材、役務を援助を行う国 (円借款の場合は日本) 又はすべての途上国から調達すること。この場合、他の先進諸国 (円借款の場合は日本以外の先進諸国) から資機材、役務を調達することはできない。